

発行責任者 / 小 林 政 仁

発 行 日 / 2026 年 8 月 1 日



日本クレアス税理士法人 埼玉川口本部 小林合同会計

税理士 小 林 政 氏	税理士 小 林 政 仁
税理士 須 賀 保 雄	税理士 原 岡 昌 幸
税理士 伊 藤 智 之	

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <http://j-creas.com>

協和

社報タイトル「協和」は社内で掲げる
2026年の標語です。

NO.242



9月の税務

●9月10日

1. 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●9月30日

2. 7月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・
(法人事業所税)・法人住民税〉
3. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
5. 1月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・
法人住民税〉(半期分)
6. 消費税の年税額が400万円超の1月, 4月, 10月決算法人の3月ごとの中間申告
〈消費税及び地方消費税〉
7. 消費税の年税額が4,800万円超の6月, 7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月
ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉



日本クレアス税理士法人 埼玉川口本部 小林合同会計



ご挨拶

拝啓

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は格別のご愛顧をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、過日お知らせいたしました通り、このたび小林合同会計は、2026年7月1日より
「日本クレアス税理士法人 埼玉川口本部 小林合同会計」として、新たな一步を踏み出すこととなりました。

これまで私たちが大切にまいりました、地域に根差したお一人おひとりの顔が見える、
親身なサポートの姿勢はこれからもずっと変わりません。

その安心感はそのまに、今後は日本クレアス税理士法人グループの全国ネットワークと、
高度な専門知識(国際税務や組織再編、人事労務、M&A、相続対策など)をプラスし、
さらにグループの強みを活かした採用や人材育成の強化にも力を入れてまいります。

これにより、お客様の経営や暮らしにおける様々なお悩みに対して、これまで以上に質の高い
ワンストップサービスをお届けし、皆様の「明日を創る」最良のパートナーとして、これまで以上に力強く伴走してい
けるものと確信しております。

また最近では、業界に関係なくお客様から「採用が難しい」「人が足りない」といった人材不足のお話をよく伺う
ようになりました。

そこで、埼玉川口本部小林合同会計では、皆様が本業に専念できる環境づくりをお手伝いできるよう、新たに経
理代行事業を開始いたします。これから試行錯誤を重ねながらではございますが、よりいっそう皆様のお役に立て
るよう、心のこもったサービスを作り上げてまいります。

弊社スタッフやオフィスの場所(川口市中青木)は今まで通り変わりませんので、どうぞご安心ください。

お近くにお越しの際は、いつでもお茶を飲むような感覚でお気軽にお立ち寄りください。

社員とその家族、顧問先や関係者の皆様様の幸せを願い、益々のご発展とご健康を祈念申し上げまして挨拶と
させていただきます。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。いつもありがとうございます。

敬具

2026年7月吉日
日本クレアス税理士法人埼玉川口本部小林合同会計
本部長 小林政仁